



令和4年度母子保健対策関係概算要求の概要



(令和3年度予算) (令和4年度概算要求)
17,051百万円 → 18,528百万円

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」等を基盤とし、地域における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援等を推進する。

1 成育基本法等を踏まえた母子保健医療対策の推進

12,105百万円 → 13,467百万円

～地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進～

(1) 産後ケア事業の全国展開の推進等【拡充】

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの設置促進を図る。
※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、重層的支援体制整備事業交付金及び子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）を活用して実施（一部社会保障の充実）
- ② 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う「産後ケア事業」について、非課税世帯に対する利用料減免や、24時間365日の受入体制を整備することで、支援を必要とする産婦が適切な支援を受けられる体制整備を図る。また、安定した事業運営が行われるよう、補助単価の見直しを図る。
※ 産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策施設整備交付金において補助。
- ③ 家庭や地域での孤立感の解消を図るために相談支援を行う「産前・産後サポート事業」を推進する。



(2) 不妊症・不育症への支援

- ① 不育症患者の経済的負担を軽減するとともに、研究段階にある新たな不育症の検査の保険適用を推進するため、不育症検査に要する費用への助成を行う。
- ② 不妊症・不育症の方への相談支援の充実を図るため不妊専門相談センターと自治体（担当部局、児童相談所等）及び医療関係団体等で構成される協議会の設置を図るほか、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、不妊症・不育症に悩む方へ寄り添った支援を行うピアサポート活動や、不妊専門相談センターを拠点としたカウンセラーの配置等の推進を図る。また、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づく不妊治療等に関する広報啓発やピアサポーター等の研修を実施する。

(3) 低所得の妊婦に対する妊娠判定料支援事業【新規】

若年妊婦など特に低所得の妊婦については、妊娠判定料の支払いを躊躇することにより、妊娠の確認が遅れ、支援につながらないケースがあることから、若年妊婦などの低所得の妊婦を対象として、妊娠判定料の一部又は全部を補助することで、支援が必要な妊婦を早期に把握し、必要な支援につなげる。

(4) 妊婦訪問支援事業【新規】

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から孤立した育児に陥るなど、育児が困難になることが予測される妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに、健診の受診を促すために必要な費用の補助等を行う。

(5) 母子保健対策強化事業【新規】

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談、母子保健に関する記録の電子化及び各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化を図る。

(6) 地域健康総合支援センター事業（仮称）【新規】

現在、都道府県が実施主体として実施している「生涯を通じた女性の健康支援事業」、「不妊症・不育症支援ネットワーク事業」を統合して新たに「地域健康総合支援センター（仮称）」を創設し、教育機関や福祉部局との連携を図りつつ、不妊治療やNIPTに係る相談対応及び性や妊娠に係る正しい科学的知見の提供等総合的な性や生殖に関する健康支援を行う。

(7) 産婦健康診査事業

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を実施する。

(8) 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図る。



(9) 新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査の実施に係る関係機関による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等のほか、新生児聴覚検査結果の情報集約や医療機関・市町村への情報共有・指導等、難聴と診断された子を持つ親等への相談支援、産科医療機関等の検査の実施状況の把握や精度管理の実施を支援することにより、都道府県における新生児聴覚検査の推進体制を整備する。

(10) 予防のための子どもの死亡検証体制整備等【拡充・一部新規】

- ① 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）について、体制整備に向け、都道府県等における実施体制を検討するためのモデル事業として、関係機関による連絡調整、子どもの死因究明にかかるデータ収集及び整理、有識者や多機関による検証並びに検証結果を踏まえた政策提言を行うための費用の支援を実施するとともに、国において、都道府県が収集したデータや提言を集約することや、都道府県におけるデータの検証に対する技術的支援を実施する。
- ② また、令和4年度においては、子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行うとともに、予防可能な子どもの死亡事故の予防策等について普及・啓発を行う。

(11) 子どもの心の診療ネットワーク事業

様々な子どもの心の問題に対応するため、都道府県等における拠点病院を中核とし、医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、災害時の子どもの心の支援体制づくりを実施する。

(12) 被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業

平成28年4月に発生した熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風15号及び台風19号、令和2年7月豪雨において被災した妊産婦及び乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援体制を確保するため、被災県及び被災県内市町村に対して補助を行う。

(13) 出生前検査認証制度運営等補助事業【新規】

N I P Tに係る実施医療機関の認証制度の運用等を行う「出生前検査認証制度等運営委員会」を運営するために必要な費用を補助するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行う。

① 出生前検査認証制度運営事業

「出生前検査認証制度等運営委員会」において、N I P T実施医療機関の認証制度の運用等を行うために必要な費用の補助を行う。

② 出生前検査認証制度等広報啓発事業

N I P T受検を希望する妊婦が非認証医療機関ではなく、認証医療機関において受検するよう国民に対して広報啓発を行うために必要な費用の補助を行う。

2 未熟児養育医療等

3,705百万円 → 3,769百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付等を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

3 研究事業の充実（成育疾患克服等総合研究事業及び健やか次世代育成総合研究事業）

773百万円 → 825百万円

生涯にわたる健康の礎をなす妊娠期、小児期の心身の健康課題や、近年の社会及び家庭環境の変化等により多様化している課題等の解決に向け、病態の解明や予防及び治療のための研究開発を行うとともに、保健・医療・福祉分野に関する政策提言型の基盤的研究を実施することにより、母子保健対策の充実を図る。

4 成育基本法に基づく取組の推進

34百万円 → 34百万円

令和元年12月に施行された成育基本法を踏まえ、従来までの「健やか親子21（第2次）」による母子保健分野の取組に加え、医療、教育などの幅広い分野において、成育基本法に基づく取組を推進していくため、成育過程にある当事者も含めた社会全体に対し効果的な普及啓発等を実施する。

5 旧優生保護一時金の支給等

386百万円 → 385百万円

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者からの請求を受付、調査し、厚生労働大臣に提出するほか、一時金の支給手続き等に係る周知及び相談支援を行う。

6 その他

48百万円 → 48百万円

上記施策の他、母子保健に携わる指導的立場にある者に対する研修などを実施する。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な経費については、別途、事項要求。